

土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について  
(第2次報告)(案)に対する意見の募集(パブリックコメント)の結果について

1. 概要

「土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について(第2次報告)(案)」につき、以下のとおり意見募集を行った。

- ・意見募集期間：平成27年10月9日～平成27年11月9日
- ・告知方法：環境省ホームページ、電子政府窓口、報道発表
- ・意見提出方法：電子メール、FAX、郵送のいずれか

2. 意見提出状況

(1) 意見提出者数 8 団体・個人

(2) のべ意見数 20 件

(その他 1 件につきましては、今回のパブリックコメントへのご意見の募集対象ではございませんでした。)

3. お寄せいただいた意見とこれに対する考え方

別紙のとおり。

「土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について（第2次報告）（案）」  
に提出された御意見とそれに対する考え方について

| No. | 意見の概要   | 同旨意見件数 | 意見に対する考え方   |
|-----|---|--------|---|
| 1   | 地歴調査で1,4-ジオキサンによる土壌汚染のおそれがある場合、指定調査機関として技術的助言等が必要か。また、地方自治体から技術的助言等が発せられる可能性があるか。 | 1      | 報告案 p.11 に示したように、1,4-ジオキサンについては当面は法規制の対象外とすることが適当と考えますが、自治体から技術的助言を発出することがありうると考えます。  |
| 2   | 1,4-ジオキサンの指定基準の追加の検討について、今後どのように実施されるか。   | 1      | 報告案 p.11 に示したように、1,4-ジオキサンについては、今後、汚染実態の把握に努め、併せて効率的かつ効果的な調査技術の開発を推進するとともに、合理的な土壌汚染調査手法が構築できた段階で、改めて特定有害物質への追加について検討することが適当と考えます。   |
| 3   | 塩化ビニルモノマーは、非常に厳しい基準値の設定である。   | 1      | 報告案 p.19 に示したように、土壌溶出量基準は平成 14 年 1 月中央環境審議会「今後の土壌環境保全対策の在り方について」（答申）において、地下水かん養機能を保全する観点から設定された土壌環境基準（溶出基準）を用いることとされており、これまでの考え方と同様に、土壌溶出量基準は、「土壌の汚染に係る環境基準について」（第2次答申案）に示されている土壌環境基準と同じ値である「0.002mg/L 以下であること」と設定することが適当と考えます。 |
| 4   | 報告書で使用されている「塩化ビニルモノマー」の用語を「クロロエチレン(別名塩化ビニル)」として頂きたい。                              | 1      | 報告案に記載している名称については、地下水環境基準と統一する観点から、塩化ビニルモノマーとしています。<br>なお、政令に定める特定有害物質の名称については、今後環境省において検討されます。   |

| No. | 意見の概要  | 同旨意見件数 | 意見に対する考え方   |
|-----|--|--------|---|
| 5   | 塩化ビニルモノマーの土壌ガス調査について、捕集バッグ法、運搬及び保管方法、測定方法に関するデータを見たい。<br>環境省告示 16 号に塩化ビニルモノマーが無いが改正は予定しているか。 | 2      | 調査法の確認試験のデータについては、平成 27 年 9 月 24 日中央環境審議会土壌農薬部会土壌制度専門委員会（第 3 回）参考資料 4「塩化ビニルモノマーの土壌ガス調査に係る採取及び測定方法の確認試験について」に掲載されています。<br>塩化ビニルモノマーの土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法については、今回の報告案を踏まえ、環境省告示（平成 15 年第 16 号）が適切に改正されるものと考えます。 |
| 6   | 土壌溶出量調査においても、分解生成物も調査対象項目としてはどうか。  | 1      | 報告案 p.29、30 に示したとおり、分解生成物を調査対象物質とするかについては、なお科学的知見の集積を図る必要があると考えます。  |
| 7   | 認定通知を受けた土壌に更に追加調査を実施させる事は、過剰な負担であり、当該認定を有効とすべき。  | 1      | 報告案 p.25 に示すように、塩化ビニルモノマーが追加された後に実施する認定調査では、塩化ビニルモノマーについても確認することが適当と考えますが、搬出前の認定調査を行い都道府県知事の認定を受けた後に特定有害物質への塩化ビニルモノマーが追加された場合については、当該認定は有効（塩化ビニルモノマーの調査は不要）とすることが適当と考えます。                                   |
| 8   | 措置の実施による解除時の運用が記載されていない。   | 1      | 土壌汚染対策法では区域の指定の事由が無くなったときに区域の指定を解除することとされています。  |
| 9   | どの時点から塩化ビニルモノマーが追加されるか。また、形質変更時要届出区域は人への健康被害が生ずるおそれがないので、新たな土壌調査の実施等は過度の負担とならないような配慮をお願いしたい。 | 4      | 報告案 p.20 に示すとおり、塩化ビニルモノマーの特定有害物質への追加は、新規物質の追加となることから、土壌汚染状況調査又は認定調査の義務が発生した時点で調査対象とするか否かを判断することが適当と考えます。また、追加施行後に法に基づく土壌汚染状況調査又は認定調査に新たに着手する場合は、塩化ビニルモノマーはその対象とすることが適当と考えます。                                |

| No. | 意見の概要   | 同旨意見件数 | 意見に対する考え方  |
|-----|---|--------|--|
| 10  | 既に形質変更時要届出区域に指定されている土地（措置継続中）については、区域解除の時、塩化ビニルモノマーの確認を不要とする経過措置が望ましい。                      | 2      | 措置実施に当たっては、分解生成物の地下水環境基準も考慮することが望ましく、また、土壤汚染対策法では区域の指定の事由が無くなった時に区域の指定を解除することとしています。   |
| 11  | 塩化ビニルモノマーの原位置浄化技術、処理の効果、土壤汚染状況調査の省略段階に応じた調査の考え方や具体的な調査方法等について、知見の収集、提供について要望する。             | 1      | 塩化ビニルモノマーの処理技術等については、環境省において低コスト・低負荷型土壤汚染調査対策技術検討調査等により、技術の開発を推進されるものと考えます。  |
| 12  | 施行までの経過措置期間を設けて欲しい。   | 1      | 報告案 p.31 に示すとおり、塩化ビニルモノマーの土壤汚染対策法の特定有害物質への追加については、準備期間として1年間の期間を設けることが適当と考えます。   |
| 13  | 汚染された土壤に係る運搬及び処理方法の適用性については、塩化ビニルモノマーに対する生物処理を適用外とすることは、処理業への参入を規制・制限することとなるので、適用の可能性を残すべき。 | 2      | 現行の汚染土壤処理施設での処理の適用性を検討、調査したものであり、現行の生物処理施設で用いられている処理技術では、処理期間（60日）内に処理が完了しないおそれがあることから、報告案 p.19 の表6において、×（適用困難）としています。   |
| 14  | 浄化等処理施設において、塩化ビニルモノマーが対象物質となる汚染土壤の浄化時のみ、塩化ビニルモノマーを含む全ての特定有害物質の浄化確認調査を実施することとすべきである。         | 1      | 浄化確認調査は、処理が適正に行われているかを確認するための調査であり、確認されれば法の規制から外れることとなります。このため、当該浄化等済土壤が他の土地の汚染を防止する観点から、報告案 p.26 に示すとおり、塩化ビニルモノマーが追加された以降の浄化確認調査については、区域指定物質に関係なく、塩化ビニルモノマーを含む全ての特定有害物質について浄化確認調査を実施することが適当と考えます。 |

| No. | 意見の概要   | 同旨意見件数 | 意見に対する考え方   |
|-----|---|--------|---|
| 15  | <p>許可施設については、構造・処理方法の変更を行わず、塩化ビニルモノマーの処理が可能であるならば、処理可能とする根拠資料を添付のうえ、変更届出・許可証書換えで対応可とすべき。また、1,4-ジオキサンについても審査対象としておくべき。</p> | 1      | <p>新たに既存の施設において塩化ビニルモノマーを処理する場合は、第22条第2項4号の汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の変更に該当することから、これまでの許可施設において新たに塩化ビニルモノマーを業として処理する場合は、変更許可申請を行う必要があると考えます。また、新規に塩化ビニルモノマーに係る汚染土壌処理を業として行う場合は許可申請を行う必要があると考えます。</p> <p>1,4-ジオキサンについては、当面は法の特定有害物質に指定しないことが適当と考えており、その場合は、許可対象とならないと考えます。</p> |

今回のパブリックコメントの募集対象外のご意見

|   |                         |   |             |
|---|-------------------------|---|-------------|
| 1 | 告示46号の測定方法は誤差が生じる懸念がある。 | 1 | ご意見として承ります。 |
|---|-------------------------|---|-------------|